

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鴻巣市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鴻巣市地域

(1) 現況

本地域は大宮台地を中心に荒川・元荒川流域の沖積低地からなる比較的平坦な地域である。JR高崎線が南北に縦断する地域の中心部は都市化が進んだ地域であるが、周辺部には水田地帯が広がり、米麦等の土地利用型農業が盛んである。また花き・施設野菜等の集約型農業も行っており、特に花き栽培においては、全国を代表する花壇苗の出荷地となっているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応する必要がある。

また、地域内では混住化や高齢化が進行しており、今後も農地を荒廃させずに良好な環境を維持するためには、地域住民による水路・農道等への維持管理等の共同活動が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鴻巣市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(該当なし)